

令和8年度（令和7年分）
所得申告相談のお知らせ

町の所得申告相談は、**町中央公民館大ホール**において下記日程表のとおり実施いたします。
なお、この「申告相談のお知らせ」は全戸に配布しておりますので、役場から個別に所得申告相談の通知は発送いたしません。申告が必要な方は忘れずに申告してください。

★住宅借入金等特別控除の初年度の方、亡くなられた方の申告（準確定申告）、消費税申告は、町申告相談会ではお受けできませんので、須賀川税務署の確定申告会場もしくは、オンラインで申告してください。

月 日	行 政 区	受 付 時 間
2月16日（月）	袖山	
2月17日（火）	山白石1区・2区・3区・4区	午前の部 9時00分～11時15分 午後の部 1時00分～3時45分 ※会場開館時間は8時40分となります。
2月18日（水）	山白石5区・6区・7区	
2月19日（木）	小貫、太田輪	
2月20日（金）	里白石	
2月24日（火）	年金・給与収入のみの方対象	※受付順にご案内いたします。
2月25日（水）	年金・給与収入のみの方対象	なお、例年午前中が混雑する傾向にあります。混雑時は、午前中に来場いただいても、午後からのご案内になる場合がありますのでご了承ください。
2月26日（木）	年金・給与収入のみの方対象	
2月27日（金）	染	
3月 2日（月）	滝輪1区・2区、福貴作	◎できるだけ指定日にお越しください。 都合により指定日に来場できない方は、実施期間内の別日に来場してください。
3月 3日（火）	東大畠1区・2区	
3月 4日（水）	蓑輪	
3月 5日（木）	本町1区（大明塚地区）	
3月 6日（金）	本町1区・2区	
3月 9日（月）	根岸、中里	◎e-TAXでの電子申告をご検討ください。 また、郵送による申告も隨時受付けています。申告期間内に須賀川税務署へ、直接郵送してください。
3月 10日（火）	大草、松野入	
3月 11日（水）	荒町（背戸谷地地区）	
3月 12日（木）	荒町、畠田	
3月 13日（金）	指定日に申告相談できない方	
3月 16日（月）	指定日に申告相談できない方	

◆申告時に持参するもの

- 源泉徴収票
- マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード及び顔写真の入った身分証明書等
- 各種証明書（生命保険料・地震保険料・社会保険料（国民年金）控除証明書等）
- 申告者名義の口座番号等が分かる預金通帳またはキャッシュカード
- 営業、農業、不動産などの収支内訳書（収支を記録した帳簿、各種領収書等）
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除（セルフメディケーション税制）の明細書、領収書及び生命保険や健康保険などから還付された金額のわかるもの ※必ず人ごとに分けて、集計してください。
- 寄附金控除を受ける方は、寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領証など
- 住宅借入金特別控除2年目以降の方は、借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書
- その他申告に必要と思われるもの（税務署からのハガキや予定納税通知書等）

※帳簿や伝票などの収支を集計のうえ、必ず収支内訳書等を作成してご持参ください。ご持参いただけない場合は、作成していただいてからの受付となり、順番が後になりますのでご了承ください。

◆申告が必要な人とは？

令和8年1月1日現在、浅川町に住所（住民登録）があり、下記のいずれかに該当する人などです。

1. 営業・農業・不動産・一時・譲渡・雑などの給与・公的年金以外の所得がある人

2. 給与所得者で次のいずれかに該当する人

①給与所得以外の所得がある人

給与所得以外の所得金額が20万円を超える場合は確定申告、20万円以下の場合は町県民税申告になります。

②年末調整をしていないか、または追加する所得控除（扶養控除、生命保険料控除など）がある人

③勤務先から浅川町役場に給与支払報告書が提出されていない人（勤務先にご確認ください。）

④給与の収入金額が2,000万円を超える人

3. 公的年金所得者で次のいずれかに該当する人

①公的年金の収入金額の合計額が400万円を超える人

②公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得がある人

公的年金所得以外の所得金額が20万円を超える場合は確定申告、20万円以下の場合は町県民税申告になります。

③追加する所得控除がある人（扶養控除、生命保険料控除、医療費控除など）

収入が公的年金のみの方で、公的年金の収入金額が400万円以下かつ追加する所得控除がない場合は、申告の必要はありません。

4. 令和7年中に自然災害などによって資産に損害を受け、雑損控除を受ける人及び繰越控除を受ける人

5. 令和7年中に収入がなかった人（町内の人の税法上の扶養親族になっていれば除きます。）

6. 収入が障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得、または生活扶助のみの人

◆申告の必要がない人

1. 収入が給与のみで、勤務先で年末調整が済んでいる人

2. 公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得がない人

※源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は、申告が必要です。

◆e-Taxによる確定申告について

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、マイナンバーカードを利用の上自宅のパソコン・スマートフォン等で金額を入力するだけで、所得税及び消費税の確定申告書を作成してe-Taxにより送信（電子申告）することができます。詳しい方法は、国税庁ホームページや下のQRコードなどをご確認ください。

確定申告書作成
コーナーはこちら



動画で見る確定申告
はこちら



◆須賀川税務署の確定申告書作成会場のお知らせ

須賀川税務署の確定申告書作成会場は下記のとおりです。

・場 所：須賀川市牡丹会館多目的ホール（須賀川市牡丹園68）

・期 間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）午前9時～午後4時 ※土日祝除く

※来場者がスマホ等を操作し作成します。

申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。当日の相談受付は、相談枠に限りがありますので、オンライン事前予約をぜひご利用ください。詳しくは、国税庁のホームページをご覧いただけます。須賀川税務署にお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

所得税確定申告 須賀川税務署 電話 0248-75-2194

町県民税申告 浅川町役場税務課 電話 0247-36-4122